

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤 芳久
(公印省略)

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例等の改正について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

標記の件につきまして、下記のとおり改正されますので通知いたします。

記

1 改正される条例等の名称

- (1) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例
- (2) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水規程
- (3) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水管布設工事施行規程
- (4) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準

2 主な改正内容

- (1) 既に配布している「坂戸、鶴ヶ島水道企業団からのお知らせ」参照
- (2)～(4)別紙「坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水規程等の主な改正内容」参照

3 施行日

平成30年4月1日

※平成29年度分の受付は、平成30年3月30日（金）17時15分をもって締切りとします。申請内容に不備（捺印漏れ、添付書類漏れ等）があった場合は受付を行わずに返却しますので、十分確認を行うとともに、締切り間際の申請とならないよう注意してください。

4 その他

改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準及び関係様式（「給水装置新設等工事申請書」、「給水装置新設等工事しゅん工届」、「供給依頼書」及び配水管未配管区域における「給水管布設工事施行申請書」）については、水道企業団ホームページ（以下のURL）に電子データを掲載しています。

○坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水装置施工基準ページ

http://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002_028.html

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当

049-283-1954

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水規程等の主な改正内容

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水規程の一部改正における主な改正内容

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

- ・水栓番号標識（アルミプレート）の門戸その他見やすい箇所への標示を平成 30 年 4 月 1 日以降のしゅん工検査から取り止めるものとする。
- ・給水装置新設等工事申請書（様式第 2 号）、給水装置新設等工事しゅん工届（様式第 4 号）を改正する。ただし、平成 31 年 3 月 31 日までの間は移行期間とし、現行の様式についても使用できるものとする。
- ・供給依頼書（様式第 3 号）を改正する。移行期間は設けず、平成 30 年 4 月 1 日以降の申請受付分から完全適用とする。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水管布設工事施行規程の一部改正における主な改正内容

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

- ・配水管未配管区域における給水管布設工事施行の申請手続き（一部費用負担制度）に使用する様式を「給水管布設工事施行申請書（様式第 1 号）」として、新たに定める。（移行期間なし）

坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準の全部改正における主な改正内容

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

- ・坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行に伴い、水道利用加入金の額を改定する。（施工編 2 頁）
- ・ $\phi 50$ 以上のメーターによる直結給水方式を認めていないことを踏まえ、工事用仮設水栓を設置するために $\phi 50$ 以上のメーターを $\phi 40$ 以下に減径する改造工事においては、当該改造工事後の最初の改造工事に限り、減径前のメーターの権利を利用できることを定める。（施工編 2 頁）
- ・坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行に伴い、給水装置工事に伴う手数料を設計審査手数料と工事検査手数料の 2 種に区分し、各手数料の額及び取扱いを定める。（施工編 3、4 頁）
- ・耐震性に鑑み、 $\phi 20$ 及び $\phi 25$ の分岐において、配水管等の管種が HPPE の場合は鋳鉄製バンドを使用せず、EF プラグ付サドルによる融着接合とすることを定める。
なお、 $\phi 50$ HPPE から $\phi 20$ を分岐しようとする場合は、 $\phi 50 \times 25$ EF プラグ付サドルに直接 $\phi 25 \times 20$ レデュースを接合するか、分岐から止水栓までを $\phi 25$ とし、止水栓先で $\phi 20$ に減径するよう施工する。（施工編 9 頁）
- ・止水栓からメーターまでの水平距離が概ね 3m 以上となる場合は、口径及び分岐管の管種等に関わらず、メーターまで HPPE を使用することを定める。（施工編 9 頁）

- ・申請書及びしゅん工届における取付口からメーターまでの使用材料表において、φ50 以下で図面から材料が読み取れる場合は記載を省略することができるものとするが、直管（HPPE）及び金属継手（分止水栓用）については、省略不可とすることを定める。（施工編 34 頁）

- ・撤去工事等において、T 字管（チーズ）は直管に配管替えを行うものとしているが、撤去後に使用する管種については、撤去管の前後と同等の管種又は HPPE とすることを定める。（施工編 41 頁）

- ・給水装置設置に伴う他人の土地の使用について、次のとおり改正する。（施工編 54 頁）

現行

公衆用道路等（共有使用地）の場合は、申請時に土地所有者の給水管理設承諾書又は土地使用に際して自ら全責任を負う旨の誓約書を添付すること。また、宅地、畑等（個人使用地）の場合は、申請時に土地所有者の承諾書を添付すること。

改正後

給水装置の設置に当たり他人の土地を使用する場合は、申請時に土地所有者の承諾書を提出すること。ただし、土地所有者と連絡を取ることができず、承諾書を得ることができない等の事情がある場合は、土地使用に際して申請者自ら全責任を負う旨の誓約書に代えることができるものとする。

- ・個人所有の連合管からの分岐について、承諾書又は誓約書の提出は工事の施行時及び施行後において、利害関係者間の紛争を未然に防ぐことを目的としているものであり、承諾書又は誓約書の有無により企業団が給水契約を拒むものではないこと、あくまで利害関係について責任は申請者にあり、企業団はこれに関与することはなく、また責任も負わないことを明記する。（施工編 55 頁）。

- ・他人の土地の掘削承諾が得られず、適正か所で撤去が行えない場合については、漏水等の発生に対し、申請者又は施工業者等が責任をもって速やかに対処する旨の誓約書を条件に、施工可能な範囲での撤去を認めることを定める。（施工編 57 頁）

- ・3 階直結直圧給水の対象地域について、次のとおり定める。

「坂戸市、鶴ヶ島市の全域とする。ただし、坂戸市善能寺、森戸、鶴ヶ島市新町、高倉、三ツ木新田の一部地域については、3 階直結直圧給水に必要な最小動水圧を確保できない可能性があるため、事前に 7 日間以上の水圧測定を行い、企業団が判断する（夏季補正を行わない数値で 0.20MPa 以上確保できることを条件とする。）」（施工編 64 頁）

- ・φ40 メーターを使用する直結給水の場合は、丸ハンドル仕切弁（ソフトシール弁）及びメーターバイパスユニットの設置を必須条件として定める。（施工編 66 頁）

- ・3 階直結直圧給水方式において、メーター設置が 1 階平置きメーターボックス方式の場合における給水戸数の上限を 1 棟当たり 18 戸までに緩和する。（施工編 66 頁）

・受水槽給水方式から直結直圧給水方式への改造工事におけるしゅん工検査からの経過年数条件について、給水管の法定耐用年数等を考慮し、40年に緩和する。(施工編 81 頁)

・資料編及び関係法令編は廃止とする。資料編掲載の各資料については、軽微な修正等を行った上で、施工編第 8 章に掲載する。

・材料編 (坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定材料) については、材料の承認等に伴い、適宜改正しているが、現段階で平成 30 年 4 月 1 日施行の主な改正内容は次のとおりである。

施工編 (9 頁) の改正に伴い、配水管等の管種が HPPE の場合における鋳鉄製バンドによるサドル付分水栓 (分岐口径 $\phi 20$ 及び $\phi 25$) を指定材料から削除する。

現行

16	サドル付分水栓HPPE用 (鋳鉄製バンド)	$\phi 50 \sim 100 \times 20 \sim 25$	前澤給装工業(株) (株)日邦バルブ	191999	ポリエチレンスリーブ使用	
17		$\phi 75 \sim 100 \times 30 \sim 50$			"	
18		$\phi 75 \sim 100 \times 20 \sim 50$	(株)タブチ (株)日邦バルブ	BXHP-1K-L	"	
19		$\phi 50 \sim 100 \times 20 \sim 25$	栗本商事(株)	HPE-70	"	
20		$\phi 75 \sim 100 \times 30 \sim 50$			"	
21					"	
22		$\phi 50 \times 30$	前澤給装工業(株)	191999	"	
23			(株)日邦バルブ	HPVS30170	"	
24		$\phi 40 \times 20$	前澤給装工業(株)	JWWA B136	"	
25		$\phi 40 \times 20 \sim 25$	(株)日邦バルブ	JWWA B136	"	
26		サドル付分水栓HPPE用 (融着)	$\phi 50 \times 25$ $\phi 75 \sim 100 \times 20 \sim 25$	積水化学工業(株)	PTC K13	ポリエチレンスリーブ不要

改正後 (平成 30 年 4 月 1 日施行)

17	サドル付分水栓HPPE用 (鋳鉄製バンド)	$\phi 75 \sim 100 \times 30 \sim 50$	前澤給装工業(株) (株)日邦バルブ	191999	ポリエチレンスリーブ使用
18			(株)タブチ	BXHP-1K-L	"
20		$\phi 75 \sim 100 \times 30 \sim 50$	栗本商事(株)	HPE-70	"
21			前澤給装工業(株)		"
22		$\phi 50 \times 30$		191999	"
23			(株)日邦バルブ	HPVS30170	"
24		$\phi 40 \times 20$	前澤給装工業(株)	JWWA B136	"
25		$\phi 40 \times 20 \sim 25$	(株)日邦バルブ	JWWA B136	"
26	サドル付分水栓HPPE用 (融着)	$\phi 50 \times 25$ $\phi 75 \sim 100 \times 20 \sim 25$	積水化学工業(株)	PTC K13	ポリエチレンスリーブ不要 $\phi 50 \times 20$ の分岐については、施工編9頁参照

道路に設置する仕切弁筐 (ネジ式) については、維持管理の観点から内ネジ式とする。

現行

48	仕切弁筐(ネジ式)	$\phi 30 \sim 50$	(株)トミス	BERA-52EF	$\phi 50$ 道路設置の場合は本表末尾掲載の仕切弁筐(建設担当承認品)を使用
48-2				LHV4G-52PK	"
48-3			日之出水道機器(株)	CVONS-12G-48LU F1	"
49			(有)齋藤製筐	SNSTD-2	"

改正後 (平成 30 年 4 月 1 日施行)

48-2	仕切弁筐(内ネジ式)	宅地内 $\phi 30$ 以上 道路 $\phi 30, 40$	(株)トミス	LHV4G-52PK	$\phi 50$ 道路設置の場合は本表末尾掲載の仕切弁筐(建設担当承認品)を使用
48-3			日之出水道機器(株)	CVONS-12G-48LU F1	"
49	仕切弁筐(外ネジ式)	宅地内 $\phi 30$ 以上	(有)齋藤製筐	SNSTD-2	